

## 京都府地域共創大学連携会議設置要領

### (目的)

第1条 少子化による18歳人口の減少に伴い、大学進学者数が減少局面に入らる中で、大学・学生のまちの強みに磨きをかけ、これを最大限に活かしながら、まちの魅力を高める取組を進めるとともに、大学の「知」と学生の「力」を結集し、「あたたかい京都づくり」をめざして、そのあたたかさの源泉となる京都の未来の活力づくりを進めるため、京都府地域共創大学連携会議(以下「大学連携会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 大学連携会議は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な学生の確保及び地域や地域産業を担う人材の育成等に関する事
- (2) 各大学の研究シーズと市町村、企業等との地域課題等の解決に向けた連携促進に関する事
- (3) 学生の府内定着(就職)による地域での活躍促進に関する事
- (4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえたコロナ時代の学生の学修機会の確保及び感染防止対策の徹底の両立に関する事
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

### (構成)

第3条 大学連携会議は、別表第1の団体により構成する。

- 2 大学連携会議に代表を置き、京都府知事の職にあるものを充てる。
- 3 代表は、全体会議を招集し、会務を総理する。
- 4 代表は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者に大学連携会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (ワーキングチーム)

第4条 第2条に掲げる事項の細部の検討を行うため、テーマに応じ、大学連携会議にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームの運用については別に定める。

### (オブザーバー)

第5条 第3条第4項に定める出席を求め、その意見を聴くことができる者(以下「オブザーバー」という。)の運用については別に定める。

(事務局)

第6条 大学連携会議の事務局は、京都府文化スポーツ部大学政策課内に置く。

(会議の公開)

第7条 大学連携会議は、原則として公開とする。ただし、代表が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年8月3日から施行する。

別表第1 京都府地域共創大学連携会議構成団体

構成団体	
大学（34団体）	・種智院大学
・京都大学	・同志社大学
・京都教育大学	・同志社女子大学
・京都工芸繊維大学	・花園大学
・京都市立芸術大学	・佛教大学
・京都府立大学	・平安女学院大学
・京都府立医科大学	・明治国際医療大学
・福知山公立大学	・立命館大学
・大谷大学	・龍谷大学
・京都医療科学大学	・京都情報大学院大学
・京都外国語大学	・京都美術工芸大学
・京都先端科学大学	短期大学（9団体）
・京都華頂大学	・池坊短期大学
・京都看護大学	・華頂短期大学
・京都光華女子大学	・京都外国語短期大学
・嵯峨美術大学	・京都経済短期大学
・京都産業大学	・嵯峨美術短期大学
・京都女子大学	・京都西山短期大学
・京都精華大学	・京都文教短期大学
・京都芸術大学	・京都光華女子大学短期大学部
・京都橘大学	・龍谷大学短期大学部
・京都ノートルダム女子大学	行政機関（1団体）
・京都文教大学	・京都府
・京都薬科大学	